

プロポーザル方式実施説明書

第 1 章 プロポーザル参加に係る手続き等

1 プロポーザルの概要

(1) 業務の概要

- ア 業務委託名 : 令和 8 年度うるま市感動産業特区まちづくりブランディング事業委託業務
- イ 業務内容 : 資料 2 「仕様書 (案)」 のとおり
- ウ 履行期間 : 契約締結日から令和 8 年 2 月 2 6 日まで (予定)
- エ 契約上限金額 : 1 3, 9 7 0, 0 0 0 円 (消費税及び地方消費税を含む)

(2) 書類一覧

本プロポーザル方式で用いる書類は次のとおりとする。

1	公告文	
2	【資料 1】業務説明資料	
3	【資料 2】仕様書 (案)	
4	【資料 3】評価基準	
5	【資料 4】プロポーザル方式実施説明書 (本資料)	
6	【資料 5】契約書 (案)	
7	様式 1	参加意向申出書
8	様式 1 関係 一部様式あり	参加資格を確認するために必要な書類 (ア～キ)
9	様式 2	参加資格確認結果通知書
10	様式 3	質問書
11	様式 4	質問回答書
12	様式 5	企画提案書
13	任意	企画提案書補足資料
14	様式 5 - 1	会社概要表
15	様式 5 - 2	積算書 (内訳書)
16	様式 5 - 3	実施体制表
17	様式 5 - 4	委託事業のスケジュール表
18	様式 5 - 5	実績書
19	様式 6	結果通知書

(3) スケジュール

参加意向申出書等 受付期間	令和8年4月15日(水) から 令和8年4月24日(金) 正午まで
質問書 受付期間	令和8年4月15日(水) から 令和8年4月30日(木) 正午まで
参加資格確認結果通知書交付日	令和8年5月01日(金)
質問書 回答公表 (市HP掲載)	令和8年5月08日(金) ※随時公表
企画提案書等提出期間	令和8年5月01日(金) から 令和8年5月15日(金) 正午まで
1次審査結果通知日	令和8年5月21日(木)
2次審査 (プレゼンテーション)	令和8年5月28日(木)
2次審査結果通知日	令和8年5月29日(金) ※予定
契約締結	令和8年6月05日(金) ※予定

2 担当部署及び問い合わせ先

〒904-2292 うるま市みどり町一丁目1番1号 東棟3階
うるま市 防災広報対策部 秘書広報課
電話098-973-5079 FAX098-975-1111
メールアドレス uruma-sinsyun@city.uruma.lg.jp

3 参加するために必要な資格

次に掲げる要件を満たす者

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国税及び納期限が到来しているうるま市税に未納がない者であること。
- (3) 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- (4) 「うるま市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要綱(平成17年告示第12号)」別表及び「うるま市庁舎等管理及び物品製造指名業者選定委員会要綱(平成30年訓令第5号)」別表(以下「指名停止措置要綱」という。)による入札参加停止期間中でないこと。また、入札参加有資格業者以外の者にとっては、指名停止措置要綱に定める措置要件に該当する行為を行っていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。
- (7) 「資本関係又は人的関係のある者同士の入札参加を制限する運用基準」に記載する[2. 基準（1）～（3）]の基準に該当しないこと。
- (8) 共同企業体が応募した場合は、（1）、（2）、（4）、（5）、（6）はすべての構成員が満たすのものとし、（3）については、構成員のいずれかが満たしていること。

4 参加手続き等

（1）参加に必要な書類の提出

本プロポーザルの参加希望者は、次により本プロポーザルの参加に必要な書類の提出をすること。

- ア 受付期限 令和8年4月24日（金）正午まで（必着）
- イ 提出先 うるま市 防災広報対策部 秘書広報課
- ウ 提出方法 持参又は郵送（受付期間の最終日までに必着とする。）
- エ 提出書類
 - （ア） 参加意向申出書（様式1） ※原本
 - （イ） 参加資格を確認するために必要な書類 ※写し可
 - ア 定款（法人のみ）
 - イ 全部事項証明書又は登記簿謄本
 - ウ 国税及び地方税に滞納がないことを証明する証明書（3ヶ月以内のもの）
 - エ 財務諸表（直近1カ年の貸借対照表及び損益計算書）
 - オ 暴力団排除に関する誓約書
 - カ 共同企業体協定書（共同企業体による応募の場合のみ）
 - キ 委任状（支社等に本件業務委託に関する行為を委任する場合に限る。）

※共同企業体による申し出の場合、ア～オの書類は、共同企業体を構成するすべての事業者分提出すること。

（2）参加資格確認結果通知書の交付

- ア 交付方法 参加意向申出者全てに対し電子メールで通知する
- イ 日 時 令和8年5月1日（火）

(3) 参加資格がないと認められた者の理由説明要求

(2) で参加資格がないと認められた者は、市に対し、次のとおり説明を求めることができる。

- ア 提出方法 理由説明要求書の持参又は郵送
(郵送の場合は書留郵便とし、受付期間の最終日まで必着とする。)
- イ 提出期限 令和8年5月11日(月)午後5時まで
- ウ 提出先 防災広報対策部 秘書広報課
- エ 様式 任意様式

(4) 質問書の提出及び回答

本プロポーザル方式の内容について疑義のある場合は、次により質問書の提出をすること。質問に対する回答は、参加資格を認められた者全員に通知する。なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要とする。

- ア 提出期限 令和8年4月30日(木)正午まで(必着)
- イ 提出先 防災広報対策部 秘書広報課
- ウ 提出方法 持参、郵送、FAX又は電子メール
- エ 回答及び方法 令和8年5月8日(金)までの間、随時、市HPへ回答を公表する。

5 参加資格の喪失

(1) 参加意向申出書の提出期限の日又は指名通知日から受託候補者の特定の日までの間に次のいずれかに該当することになった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとする。

- ア 第1章3「参加するために必要な資格」に規定する当該業務委託に係る参加資格の全ての要件を満たす者ではなくなったとき
- イ 第1章4(1)エ「参加に必要な提出書類」及び第2章1(1)「企画提案書、その他企画提案に関する資料」で示す書類に虚偽の記載をしたとき

第2章 企画提案書等について

1 企画提案書等作成要領

企画提案書、その他企画提案に関する資料（以下「企画提案書等」という。）は、以下の要領で作成すること。様式指定のものについては、別紙指定様式により作成し、様式自由のものについては、必要に応じ図表等を使用して簡潔で分かりやすいものとする。企画提案書等のサイズはA4版を標準とし、片面を1枚、両面を2枚、A3 版片面1枚を2枚とみなす。

(1) 提出物

ア 企画提案書（様式5）

イ 企画提案書補足資料（任意様式）

本資料には、次の①～⑧の項目順で、項目別に項目名を明記のうえ内容を記載すること。
枚数は**20枚以内**で簡潔にまとめること。

※第2次審査（プレゼンテーション）においても同資料を使用すること。（資料変更不可）

①業務実施方針

②実施体制

③業務工程

④戦略の中核エンジン「ファン登録制度」の運用・分析支援

（仕様書（案）5.(2).①.(ア)(イ)(ウ)）

⑤ブランディング施策の展開支援（主体的なグッズ展開促進・ツール制作）

（仕様書（案）5.(2).②.(ア)(イ)）

⑥ブランディング戦略の進行管理および効果測定

（仕様書（案）5.(2).③.(ア)(イ)）

⑦追加の提案（自由提案） ※本業務の完成度を高めるための提案を記入する。

ウ その他資料

- ・ 会社概要表（様式5-1）※会社パンフレット等別途添付可。
- ・ 積算書（様式5-2）
- ・ 実施体制表（様式5-3）
- ・ 委託業務のスケジュール表（様式5-4）
- ・ 実績書（様式5-5）

(2) 提出部数 10部（正本1部、副本9部）

※副本は審査の公平性を期すため提案者欄などは空欄にすること。

(3) 提出先 うるま市 防災広報対策部 秘書広報課

(4) 提出期限 **令和8年5月15日（金）正午まで**

(5) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、受付期間の最終日までに必着とする。）

2 企画提案書等作成にあたっての留意点

- (1) 提案は、簡潔に記述すること。
- (2) 文書を補完するためのイメージ図・イラスト等の使用は可能とする。
- (3) 具体的な設計図、模型（模型写真含む）、透視図等の使用は不要とする。

3 無効となる企画提案書

次のいずれかに該当する提案は、無効とする。

- (1) プロポーザル方式実施説明書第2章1に定める条件に適合しない提案。
- (2) 虚偽の記載をした提案。
- (3) 第1章3「参加するために必要な資格」に示した参加資格を有しない者の提案。
- (4) プレゼンテーションに出席しなかった者の提案。ただし、プレゼンテーションを行わない場合は該当しない。
- (5) 参考見積金額が、実施説明書に示した契約上限金額を超える提案。ただし、参考見積書の提出を求めない場合は該当しない。

4 企画提案書等の取扱い

- (1) 企画提案書等の作成及び提出等に係る費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は、本プロポーザル方式における受託候補者の特定以外の目的では使用しないものとする。
- (3) 提出された書類は、特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。
- (4) 企画提案書等の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合には、提出された企画提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、入札参加資格停止等の措置を行うことがある。
- (6) 受託候補者の特定は、企画提案書等を基に行うが、契約後の業務は必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。
- (7) 企画提案書等の提出は、1者につき1案のみとする。
- (8) 提出された書類は返却しないものとする。
- (9) 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負うものとする。

第3章 審査の手続き及び受託候補者の特定

1 企画提案書等の審査

企画提案書等の審査は、市が選定した選定委員会が次のように行う。

(1) 審査の実施

ア 第1次審査（書面審査）

- (ア) 提出された企画提案書等について、評価基準に従い書面審査を実施する。
- (イ) 一次審査は、事業応募者総数が4者以上の場合に実施する。
- (ウ) 第1次審査の結果、点数が上位の3者に対し、イの第2次審査を行うものとする。
- (エ) 第1次審査の結果及び第2次審査の案内については、令和8年5月21日（木）をめぐりに、電子メールにて通知する。

イ 第2次審査（プレゼンテーション）

- (ア) 実施日 **令和8年5月28日（木）** ※詳細については対象者に別途連絡する。
- (イ) 第2次審査は、提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するもので、提出された企画提案書の説明のために、必要な機材の使用を認める。
※プロジェクターを使用する場合、第2章1（1）の提出物をそのまま使用すること。
（資料変更および並び替え不可）
- (ウ) 評価基準に従い審査を行う。
- (エ) プレゼンテーションへの出席者は3人以内とし、プレゼンテーション時間は1者あたり30分程度（説明20分、質疑10分程度）を予定している。
- (オ) 実務を牽引する予定の「実務上の主担当者」を提案プレゼンテーションの場に出席させ、その者の実績および本業務への熱意を説明すること。

ウ 評価基準 別紙「評価基準」のとおり。

2 受託候補者の特定

- (1) 提出された企画提案書等を審査し、最も優れている提案者を受託候補者として特定し、契約締結に向けた必要な協議を行う。なお、この協議において、受託候補者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。
- (2) 受託候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな受託候補者として手続きを行うものとする。
- (3) 最低基準点をあらかじめ設定している場合
審査の結果、いずれの提案者も最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、受託候補者を特定しない場合がある。
- (4) 特定・非特定の通知
提出者のうち、受託候補者として特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面（様式6）により令和8年5月29日（金）（予定）に通知する。

3 特定の取消

受託候補者として特定された者は、特定の日から契約締結の日までの間に、次の（１）、（２）に該当することになった場合には、当該プロポーザル方式における受託候補者としての特定は取消しするものとし、契約締結は行わないものとする。この場合、次順位の者を新たな受託候補者として手続を行うものとする。

- （１） 第１章３「参加するために必要な資格」に規定する当該業務委託に係る参加資格の全ての要件を満たす者ではなくなったとき
- （２） 第１章４（１）エ「参加に必要な提出書類」及び第２章１「企画提案書等作成要領」で示す書類に虚偽の記載をしたとき

4 審査結果に対する異議申し立てについて

- （１） 審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

第４章 その他

1 その他

- （１） 本市が本プロポーザル方式のために作成した資料は、本市の了解なく公表、使用することはできないものとする。